

## 須恵町生活支援商品券特定事業者募集要項

### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大による消費に与える影響を緩和するとともに、町内における消費を喚起及び下支えするために須恵町生活支援商品券事業において、商品券を取り扱う特定事業者を募集する。

### 2 応募資格・条件

須恵町内において事業を営んでいる、事業所等を有する事業者、又は須恵町商工会の会員であること。ただし、次に掲げる事業者は対象外とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与するもの。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの、又はこれに類するもの。
- (3) 法令又は公序良俗に反するもの。

### 3 申込方法

特定事業者の登録を希望する事業者は、「須恵町生活支援商品券取扱店申込書」に必要事項を記入の上、須恵町役場地域振興課に郵送又はファックスにより提出するものとする。

### 4 申込期間

令和2年5月22日（金）より随時

ただし、令和2年6月12日（金）までに申込を行った特定事業者については、取扱店チラシに掲載し商品券とともに全世帯に配布を行うものとする。

### 5 特定事業者の登録

町は、特定事業者の登録をした場合、商品券取扱店ポスターを当該事業者に送付する。また、特定事業者について、町ホームページ等に掲載を行い町民に周知する。

### 6 商品券の概要

- (1) 商品券は、額面500円、22枚の11,000円分（内、小規模店券6枚、共通券16枚）を令和2年4月27日において須恵町の住民基本台帳に記録されている世帯に支給する。

- (2) 商品券の使用期間は、令和2年7月支給日から令和3年3月31日までとする。
- (3) つり銭は出さないものとする。
- (4) 次に掲げる物品又は役務は、商品券の使用対象外とする。
  - ア 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
  - イ 特定事業者自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）
  - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
  - エ 国税、地方税や使用料などの公租公課
  - オ その他、町が適当でないと思えたもの

## 7 商品券の換金

- (1) 換金場所 須恵町役場 2階 上下水道課横会議室
- (2) 換金手数料 無料
- (3) 換金期間 令和2年8月3日（月）から令和3年4月16日（金）までとし、役場開庁日の月曜日と金曜日、午前9時から午後4時までとする。

## 8 注意事項

特定事業者は、須恵町生活支援商品券事業実施要綱及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 小規模店券は建築面積500平方メートル以下の特定事業者において取扱いできるものとする。共通券は全ての特定事業者が取扱うことができるものとする。
- (2) 登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
- (3) 商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を町に連絡すること。
- (4) 商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。

## 9 登録の取り消し

町は、特定事業者がこの要項に反すると判断した場合は、特定事業者の登録を取り消すことができる。

### 【申し込み・問い合わせ先】

〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地  
須恵町役場 地域振興課 商品券係  
TEL：092-932-1438（直通）  
FAX：092-931-1827